

2015年3月4日

広島大学長 浅原利正殿

広島大学教職員組合執行委員長

吉田 修



学長選考に関する再々要求について

当組合から提出いたしました「学長選考に関する再要求について」に対しての、学長選考会議からの回答をお知らせいただき、ありがとうございます。再要求に対して、ようやく多少なりとも実質的な回答がなされたことにつきましては、当方としても有意義であったと評価しております。しかしながら、その内容につきましては、再び遺憾ながら、到底納得のできるものではありません。以下に当組合が更なる問題点と考える点を挙げますので、ご回答をお願いいたします。

学長選考会議からの回答1について

「学長選考会議では、個々の委員の発言内容について、委員の自由な発言を保障する観点から公開しないこととし、記録もしていません」とのご回答ですが、当組合からの、「学長選考会議の議事内容を秘密にするということは、どこで誰がどのように決定したのでしょうか」という質問には全くご回答いただいていません。まず、この手続き的な質問に対してご回答いただくよう、求めます。そのうえで、「説明責任は会議体として負うものであり、個々の委員が負うものではありません」とのご回答についてですが、たとえ「説明責任は会議体として負うものである」としても、その会議体がどのようにしてその結論にたどり着いたか、はきわめて重要な点であり、これは「適正手続き（デュー・プロセス）」にかかわる問題です。議事録はそのためにこそ必要であり、必要な手続きが、考慮されるべき事項（この場合は特に「学問の自由」と、それを保障するための「大学の自治」の確保について）を十分に考慮したうえで行われたか、を客観的に明らかにする役割を果たすものであって、個々の委員を免罪するとかしないとかという些末な議論ではありません。説明責任とは、この「適正手続き」を含む概念であり、それを欠く会議体は、国立大学法人という公的性を強く持つ組織において、正統性を欠くと言わざるを得ません。

学長選考会議からの回答2について

「選考過程、選考理由及び選考結果については、会議資料とともに「いろは」上で公開している」とのご回答ですが、これら選考過程、選考理由、選考結果ないし会議資料のいずれにも、広島大学における学長選考過程の違憲性について論じているものはありません。であるにもかかわらず、当組合の懇談会開催要求を拒否する理由を示してください。

学長選考会議からの回答3について

学長選考会議が「教育研究評議会からの被推薦者の選考方法については、教育研究評議会での審議、決定を依頼し」、その際、「教育研究評議会での検討に当たっては学長選考会議の審議内容を十分留意いただくよう要請した」とのご回答ですが、この点こそが、当組合の懸念するところです。「学長選考会議からの回答1について」でも述べたように、適正手続きの観点から問題のある学長選考会議による「要請」には、特別の、権力的な意味合いがあると考えざるを得ません。こうした権力を排除することにこそ、「学問の自由」の意義があります。また、この点においては、教育研究評議会及びその議長たる学長に対しても、このような「要請」に屈すことなく、「学問の自由」と「大学の自治」を最大限尊重する観点での議論が行われたのかどうかを問いたいと思います。

なお、学長選考会議が「評議員及び経営協議会学外委員のそれぞれ同数により構成され、各委員は本学が自主的に選任したものであることから、大学の自治に対する侵害行為であるとの指摘は、当たらない」とのご回答には納得できません。「学問の自由」が「大学の自治」を制度的保障とする理由は、学問研究に直接携わる者のみが学問の自由にかかわる判断ができる、という前提があるからであり、これを最高裁判例も、「大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治」ということばで承認しています。単に大学が「自主的に選任した」というだけの理由では、その委員の行為を「大学の自治」の一部とみなすことはできません。それゆえ、「大学の自治」を侵害していないことを確認するためにも、学長選考会議の詳細な議事録の作成と、その公開が不可欠となります。これを繰り返し求めます。